諫早市テニス協会規約

第1章 総則

(名称と事務局)

第1条 本会は、諫早市テニス協会と称し、長崎県テニス協会に所属する。

第2条 本会は、事務局を会長の定める所に置く。

(目的)

第3条 本会は、テニスの普及振興ならびに会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)テニスの振興、普及、指導。
- (2)市のテニス大会の企画並びに実施。
- (3)その他、本会の目的達成に必要な事項。

(他団体との関連)

第5条 本会は、諫早市スポーツ協会に加盟する。

第2章 組織

(構成)

第6条 本会は、諫早市テニス協会に加盟するクラブを会員として構成する。

(入会)

第7条 本会の加盟団体となるには、所定の加盟申込書に所定の加盟金を添えて申込み、会 長の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 退会をする加盟団体は、所定の退会届を会長宛に提出するものとする。

(除名)

- 第9条 加盟団体が、次の各号に該当する時は、総会の決議により除名することができる。 (1)本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があった時。
 - (2)規約または総会の決議を無視する行為があった時。
 - (3)著しく会費を滞納した時。
- 第10条 退会したものまたは除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した加盟金その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会には次の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 若干名(必要に応じて置くことができる)
- 3. 理事長 1名
- 4.副理事長 1名(必要に応じて置くことができる)
- 5.理事 若干名
- 6.監事 2名以内
- 2項 以上の役員のほか、必要に応じて顧問及び事務局員を置くことができる。

(役員の選出)

- 第12条 本会の役員は、次により選出する。
 - 1.会長、副会長及び理事長は、理事会の推薦により、総会において選出する。
 - 2.その他の役員及び事務局員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - 3.顧問は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第13条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第14条 役員は、その任期終了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 第15条 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

- 第16条 会長は、本会を代表し、会務を統理し総会の議長となる。
- 第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 (理事長、副理事長、理事及び事務局員の職務)
- 第18条 理事長は、理事を代表し、会務を執行し、理事会等の議長となる。
- 第19条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代理する。
- 第20条 理事は、総会、理事会等の決議に従い、会務を処理する。
- 第21条 事務局員は、会長の命を受け、会務を処理する。

(監事の職務)

第22条 監事は、本会の会計を監査し、理事会等に出席して意見を述べることができる。 (顧問の職務)

第23条 顧問は、必要に応じて会の運営に対して助言を与える。

第4章 会議

(会議)

第24条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

- 第25条 総会は本会の最高議決機関であって、加盟団体の代表者を持って構成し、毎年1回、 会長がこれを招集し、次の議題を付議する。
 - 1.前年度の収支決算及び会務報告。
 - 2. 当該年度の予算及び事業計画。
 - 3.規約の改廃、変更に関すること。
 - 4.加盟金の額及びその徴収方法。
 - 5.理事の選出に関すること。

(臨時総会)

第26条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または構成員の5分の1以上から会議の目的事項及び付議すべき議題を示して請求があったとき、会長がこれを招集する。

(総会の通知)

第27条 総会に付議する事項は、開催日の10日以前に通知しなければならない。 ただし、会長が緊急の必要ありと認めた事項はこの限りではない。

(総会の成立)

第28条 総会は構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出したものは、出席したものとみなす。

(総会の議決)

第29条 総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数となるときは議長が決定する。

(理事会)

第30条 理事会は、第11条1項に定める理事を持って構成し、必要に応じて理事長が招集する。

(理事会の通知)

第31条 理事会に付議する事項は、開催日の7日以前に通知しなければならない。 ただし、理事長が緊急の必要ありと認めた事項はこの限りではない。

(理事会の成立)

第32条 理事会は、役員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出したものは出席したものとみなす。

(理事会の議決)

- 第33条 理事会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数となる時は議長が決する。
 - 2項 理事により委任された代理人の出席を認め、議決権を与えるものとする。
 - 3項 理事会が承認した者は、出席して意見を述べることができる。

(持ち回り決議)

第34条 総会及び理事会の決議は、書面または電磁的記録により決議によることができる。 2項 前項による決議は、過半数を持って決し、可否同数となる時は議長が決する。

(委員会)

第35条 本会の目的達成及び事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の 議決を得て、委員会を設置することができる。

2項 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成し、委員長がこれを招集する。

3項 委員長、副委員長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

4項 委員は、理事長、委員長、副委員長が協議し決定する。

第5章 会計

(経費)

第36条 本会の経費は、次のものをもって支弁する。

- 1.団体の加盟金
- 2.大会参加料
- 3.寄附金及び補助金
- 4.その他の収入

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(予算、決算及び会計監査)

第38条 本会の予算及び決算は、毎年総会の承認を得なければならない。

また、本会の会計は、年1回以上会計監査を受け、その結果を総会に報告しなければならない。

第6章 解散

第39条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を 得、本会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 付則

(規約の変更)

第40条 本規約の変更は、総会の決議によらなければならない。

(施行規則)

第41条 この規約に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な規則は、理事会の議決を 得て、会長が別に定める。

平成20年2月 1日 施行 平成26年2月28日 一部改訂 令和6年4月1日 改訂